

ソマリア派兵に反対し、海賊対処法の再議決強行に抗議する

1、「三軍統合」による海外派兵の既成事実化に抗議する

2009年3月末からアデン湾で護衛任務を開始した海上自衛隊の護衛艦「さざなみ」「さみだれ」は、不審船との対峙を繰り返している。シンガポール、カナダ船など「日本関係船舶」でない船からの通報に対しても急行し、不審船を追い払う活動を展開している。派遣の根拠とされた「海上警備行動」（自衛隊法82条）は、本来、日本国の「人命若しくは財産」の「保護」に目的が限定されており、日本関係船舶以外に対する護衛活動が自衛隊法違反にあたることは明らかである。

派遣された両艦は、5千トン近い排水量、速射砲や高性能機関砲を搭載した最新鋭の艦船である。両艦によるサーチライト照射・搭載への旋回・大音響発生装置による通告などは、「不審船」の側から見れば、「武力による威嚇」でしかあり得ない。両艦の派遣自体、単に自衛隊法に反するのみならず、憲法9条に反する違憲行為にほかならない。

5月18日には、他国海軍からの通報により「さみだれ」が現場に急行しており、事実上、自衛隊が連合海軍に参加するに至った。また、5月28日には海上自衛隊所属の哨戒機P3Cがソマリアに隣接するジブチを根拠地として派遣され、哨戒活動を開始した。これは、先行する米軍などの哨戒活動と連合するものであり、実戦レベルでの米日の軍事一体化が大きく進んだことを意味する。

さらに、P3C哨戒機活動拠点の警備を目的として、陸上自衛隊・航空自衛隊も現地に派遣された。特に、派遣された陸上自衛隊の中央即応連隊は、紛争地域への緊急投入を目的とするレンジャー・格闘訓練を経た精鋭部隊であり、海外での実任務に初めて派遣された。ジブチには米軍をはじめ各国の警備部隊が駐屯しており、もし海賊やそれを支援する勢力から襲撃を受ければ、中央即応連隊は各国と共同して対処することになる。それは、もはや、現行憲法の下で禁じられてきた集団的自衛権の行使にほかならない。

このように、「海賊対処」を口実として、現行法の予定する自衛隊の活動や憲法の制約を踏みこむ、三軍統合派兵の既成事実が次々と積み重ねられ、拡大され続けている。本総会は、なし崩しの憲法蹂躪に対して強く抗議し、ソマリアへの三軍派兵の中止を強く求めるものである。

2、憲法違反の恒久派兵法 ～ 海賊対処法の危険な正体

こうした海外派兵の既成事実を先行させたうえで、政府与党は、参議院で否決された海賊対処法案を、6月19日に衆議院での再議決を強行して成立させた。

海賊対処法は、「外交貿易の重要度が高い」日本の経済的利益の擁護のみならず「海上における公共の安全と秩序の維持」をも目的に掲げ(第1条)、保護対象となる船舶もいっさい限定していない(第2条)。「条約その他の国際約束の誠実な履行」(第12条)の名のもと、自衛隊が米軍と一体となり、世界中の「海上治安」に乗り出すことになる。

同法は、逃走または抵抗する不審船への危害射撃、さらには、停船命令に従わず船舶に接近する不審船に対する船体射撃をも認める(第8条)。これまで、正当防衛と緊急避難の場合にのみ許容されていた危害射撃(例えば、イラク特措法第17条)が、海賊の容疑があるだけで可能となる。また、わが国の内水または領海(海上保安庁法)、周辺の公海(臨検法)に限定されていた船体射撃が、いつ何処においても可能となる。

自身が攻撃されていない状況での相手への攻撃(先制攻撃)が現実のものとなれば、自衛隊は、積極的・能動的に武力行使を仕掛ける軍隊へと完全に変質を遂げることになる。

前述したように、ソマリアに派遣された2隻の護衛艦を含め、日本の護衛艦は速射砲や多銃身機関砲を標準装備として備えている。これらを用いた不審船への砲撃は、小型船の沈没と船員の殺傷を招くものであり、憲法9条1項の禁じる「武力による威嚇」あるいは「武力の行使」にあたることは明らかである。

さらに、同法はソマリア沖での海賊対処を名目に提出されたが、地域も期間も限定されておらず、恒久派兵の一般法としての性格を有している。派兵について国会での承認は不要であり、緊急の場合には首相の承認がなくとも防衛大臣の判断で派兵が可能となるのである。

海賊派兵法は、現在行われているソマリア派兵を追認するだけではない。自衛隊が、恒久的に世界中何処でも武力を行使できることを可能とする、憲法違反の海外派兵法である。

本総会は、同法の危険な正体を国民に広く知らせ、同法の元で自衛隊が海外で武力を行使し、他国民を殺傷する事態を防ぐため、全力を尽くすことを宣言する。

3、自衛隊派兵は海賊問題を何ら解決しない

国会審議の中で、政府は、「国または国に準じる組織」ではなく海賊という私的集団の犯罪行為への警察活動であるから、武器を使用しても憲法9条1項が禁止する「武力の行使」には当たらないとの「説明」を繰り返し、自衛隊派遣と海賊対処法案の正当化を図ろうとしてきた。

しかし、現代においては、古典的な国対国の戦争・武力行使よりも、非国家組織を相手とする非対称型の戦争・武力行使が増加している。これを憲法9条の禁じる「戦争」「武力行使」に当たらないと考えることは、憲法9条を死文化させるものである。仮に、政府のいうように、海賊が国に準ずる組織ではない私的集団だとしても、自衛隊による組織的な武器使用を行えば、それは憲法9条1項の禁じる「武力の行使」に当たるといふべきである。

国連安保理はソマリア海賊問題についてすでに4度にわたり決議しており、武力行使を含めたあらゆる措置をとることをも認めている。これらの安保理決議に基づき、現に各国が海軍を現地に派遣しており、すでに戦闘行為による犠牲者も生まれている。

アデン湾やソマリア海域で現実に行われているのは、まさに武力による威嚇と武力の行使なのであり、そこに日本も参加しておきながら、「警察活動である」という説明はおよそ成り立ち得ない。政府の説明は国民の目を欺くものである。

そもそも、ソマリアでは1991年の中央政府の崩壊以降、氏族間の内戦が長期化にしており、多くの国民が難民化し、極度の貧困状態にある。こうした中で、元軍人、ソマリア沖・アデン湾を知る元漁民、GPSなどを使用できる技術者らが構成員となって、海賊行為が行われていると報道されている。政府の崩壊により領海に管理がおよばない中で行われる外国漁船による乱獲や、ヨーロッパやアジア企業の有害廃棄物の不法投棄への取り締まりが、海賊行為の口実とされている。また、こうした海賊行為を可能とする、イエメンなど隣国からの武器密輸の実態がある。

こうした複合的な要因によって生じてくる海賊問題は、根本的には、ソマリア国自体の政治的安定(国内対立勢力の和平合意の推進など)、国際機関やNGOなどをつうじたソマリア国民への直接の生活支援などにより、はじめて解決可能となる。

また、国際海事機関の主催による、ソマリア周辺海域海賊対策地域会合への協力を強化するなど、周辺国を中心とした地域的枠組みによる解決を支援することが重要である。日本をはじめアジア諸国は、マラッカ海峡やロンボク海峡などでの海賊対策について地域間協力によって解決に成功した経験を有しており、大きな貢献が期待できる。

すでに「連合海軍」による掃討作戦が展開されているにもかかわらず、海賊行為が減少せず、海域も拡大していることが、国会審議の中でも指摘されている。軍事的な対応には限界があることは明らかである。

海賊対処法案提出の審議過程をみれば、政府与党が、ソマリア海賊問題の解決を真剣に検討するのではなく、自衛隊の海外派兵の拡大と実戦経験の好機としか捉えていないことは明らかである。

憲法の平和主義に即した対処方法を検討することなく、安易に武力による対処に頼ることは、憲法の平和主義原則をないがしろにするものというほかなく、このような政府与党の姿勢は、断じて容認することとはできない。

4、おわりに

いま日本に求められているのは、憲法9条を踏みにじる海賊派兵法の強行ではなく、平和憲法に沿ったソマリア海賊問題への真の貢献である。

青年法律家協会弁護士学者合同部会は、ソマリアでの自衛隊の軍事活動の拡大と海外派兵法案の強行に重ねて抗議するとともに、日本政府がソマリア派兵を直ちに中止し、この問題の真の解決のために力を尽くすよう要求するものである。

以 上

2009年6月28日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第 4 0 回 定 期 総 会